○国土交通省告示第百十九号
環境省告示第百十九号
経済産業省

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項第一号の規定に基づき、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準を次のように定める。

平成二十四年十二月四日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準

Ⅰ．建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

住宅以外の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）の建築主等は第１に、住宅の建築主等は第２に、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物（以下「複合建築物」という。）の建築主等は第３に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。

第１　非住宅建築物に係る判断の基準

非住宅建築物の建築主等は、次の１及び２に適合する措置を講ずるものとする。

１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

１－１　非住宅建築物の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、非住宅建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

⑴　外壁の方位、室の配置等に配慮して非住宅建築物の配置計画及び平面計画を策定すること。

⑵　外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとすること。

⑶　窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。

１－２　非住宅建築物（別表第１⑻項に掲げる用途に供するものを除く。１－３において同じ。）の外壁、窓等に関して１－１に掲げる事項に係る措置が的確に講じられているかどうかについての判断は、１－３によるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、非住宅建築物が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、１－３に定める方法による計算による場合とおおむね同等以上の性能を有することを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

１－３　非住宅建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が５メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計（単位　平方メートル）で除して得た数値は、別表第１㈹欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値以下とするものとする。この場合において、屋内周囲空間の年間熱負荷及び規模補正係数は、次の⑴及び⑵に定めるところによるものとする。

⑴　屋内周囲空間の年間熱負荷は、１年間（各室について用途ごとに使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。）における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの（単位　メガジュール）とすること。

イ　外気と屋内周囲空間との温度差（暖房負荷については22度と外気の温度との差とし、冷房負荷については外気の温度と26度との差とする。ただし、別表第１⑷項に掲げる用途に供する非住宅建築物の暖房負荷及び同表⑸項に掲げる用途に供する非住宅建築物の教室部の暖房負荷については、20度と外気の温度との差とする。）によって外壁、窓等を貫流する熱

ロ　外壁、窓等からの日射熱

ハ　屋内周囲空間で発生する熱

ニ　別表第１㈽欄及び㈿欄に掲げる用途ごとに同表㈻欄に掲げる式により算出した量に基づく取入外気の量

⑵　規模補正係数は、非住宅建築物の地階を除く各階の床面積の合計（単位　平方メートル）を地階を除く階数で除して得た値（以下「平均階床面積」という。）及び階数に応じて別表第２に掲げる数値とすること。

２　一次エネルギー消費量に関する基準

２－１　非住宅建築物の建築主等は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第１項の規定による認定の申請をしようとする非住宅建築物（以下「認定申請非住宅建築物」という。）の設計一次エネルギー消費量（２－３に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該認定申請非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量（２－２に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、２－２及び２－３に定める方法による計算と同等以上に当該認定申請非住宅建築物がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

２－２　基準一次エネルギー消費量の算定方法

非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量E_{ST}（単位　１年につきギガジュール）は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times 0.9+E_M\}\times 10^{-3}$$

この式において、E_{SAC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、E_{SEV}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC}：空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{SV}：空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{SL}：照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{SW}：給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_{SEV}：昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_M：その他一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

⑴　E_{SAC}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC}=\sum_{i}^{n}(\alpha_{SAC,i}\times A_i)$$

この式において、$\alpha_{SAC,i}$、A_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SAC,i}$：室ｉの室用途及び地域区分ごとに別表第３に掲げる空気調和設備に係る係数（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

A_i：室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ：当該非住宅建築物における空気調和対象室の数

⑵　E_{SV}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV}=\sum_{i}^{n}(\alpha_{SV,i}\times A_i)$$

この式において、$\alpha_{SV,i}$、A$_i$及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SV,i}$：室ｉの室用途ごとに別表第３に掲げる機械換気設備に係る係数（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

A_i：室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ：当該非住宅建築物における機械換気対象室の数